

# 新型コロナウイルス感染症 対応融資

SN4号・5号  
保証対応

中小企業向け県制度融資

## 経済変動対策貸付

(新型コロナウイルス感染症対応枠) を

ご利用ください！

新型コロナウイルス感染症の影響  
により経営が悪化している中小企業向けの制度融資です。

### 融資限度額 5,000万円

融資利率(固定金利)  
年1.5% 又は 年1.6%



融資期間: 10年以内  
(据置: 設備3年以内  
運転2年以内)

県の利子補給率  
0.47%  
(信用保証 必須)

- ◆ 新型コロナウイルス感染症により直近1か月の売上高が前年同月比 10%(SN4号保証の場合は 20%)以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同月比 10%(SN4号保証の場合は 20%)以上減少することが見込まれる中小企業者が、県内の事業所で必要となる資金について利用できます。
- ◆ 県信用保証協会の保証(普通保証 又は SN4号、5号)が必要です。  
SN4号、5号保証を利用する場合には、市町長の認定が必要となります。

# 「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」の概要

(令和2年3月6日現在)

区 分	内 容																		
融 資 対 象 者	<p>県内において、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、下記の要件に該当するもの。</p> <p><u>&lt;普通保証・SN5号保証&gt;</u>                      新型コロナウイルスの影響により、直近1か月の売上高が前年同月比10%以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同月比10%以上減少することが見込まれる中小企業者</p> <p><u>&lt;SN4号保証&gt;</u>                      新型コロナウイルスの影響により、直近1か月の売上高が前年同月比20%以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比20%以上減少することが見込まれる中小企業者</p>																		
資 金 使 途	新型コロナウイルスの影響を受けて必要となる設備資金及び運転資金																		
融 資 限 度 額	5,000万円																		
融 資 利 率	<table border="0"> <tr> <td>普通保証</td> <td>基準金利（金融機関）</td> <td>: 年2.07%</td> </tr> <tr> <td>SN5号保証</td> <td>利子補給率（県）</td> <td>: 年0.47%</td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>融資利率（申請者負担）</b></td> <td><b>: 年1.6%</b></td> </tr> <tr> <td>SN4号保証</td> <td>基準金利（金融機関）</td> <td>: 年1.97%</td> </tr> <tr> <td>（県内全域）</td> <td>利子補給率（県）</td> <td>: 年0.47%</td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>融資利率（申請者負担）</b></td> <td><b>: 年1.5%</b></td> </tr> </table>	普通保証	基準金利（金融機関）	: 年2.07%	SN5号保証	利子補給率（県）	: 年0.47%		<b>融資利率（申請者負担）</b>	<b>: 年1.6%</b>	SN4号保証	基準金利（金融機関）	: 年1.97%	（県内全域）	利子補給率（県）	: 年0.47%		<b>融資利率（申請者負担）</b>	<b>: 年1.5%</b>
普通保証	基準金利（金融機関）	: 年2.07%																	
SN5号保証	利子補給率（県）	: 年0.47%																	
	<b>融資利率（申請者負担）</b>	<b>: 年1.6%</b>																	
SN4号保証	基準金利（金融機関）	: 年1.97%																	
（県内全域）	利子補給率（県）	: 年0.47%																	
	<b>融資利率（申請者負担）</b>	<b>: 年1.5%</b>																	
保 証 料 率	県信用保証協会の保証付きとし、 年0.28%～1.2%（普通保証） 年0.58%（SN5号保証） 年0.6%（SN4号保証）																		
融 資 期 間（据 置 期 間）	10年以内（設備資金3年以内、運転資金2年以内）																		
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還																		
担 保 及 び 保 証 人	県信用保証協会の取扱いによる																		
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/korona.html">http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/korona.html</a>																		
受 付 期 間	普通保証 : 令和2年2月12日～ 期限の定めなし SN4号保証 : 令和2年3月2日～6月1日 SN5号保証 : 令和2年3月6日～3月31日（指定業種：192業種）																		

- ・各事業者が月ごとに管理している売上台帳、仕上台帳、試算表などが必要となります。
- ・お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・ 県内各取扱金融機関
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）



Shizuoka Prefecture